

議 事 日 程

平成 2 9 年 1 1 月 6 日

午後 1 3 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 1 0 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第75号議案 島原市いじめ防止基本方針の改定について

第76号議案 島原市立小中学校の学校医の解職・委嘱について

第77号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第78号議案 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 1 1 月行事予定について

（2）その他

① 総合教育会議の議題について

議 事 日 程

平成 2 9 年 1 1 月 6 日

午後 1 3 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 1 0 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第75号議案 島原市いじめ防止基本方針の改定について

第76号議案 島原市立小中学校の学校医の解職・委嘱について

第77号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）

第78号議案 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱

（追加提出）

第79号議案 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会委員の委嘱について

第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 1 1 月行事予定について

（2）その他

① 総合教育会議の議題について

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 9 年 1 1 月 6 日 定例会

教育委員会 11月定例会 報告事項

[10月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
4	火	決算審査特別委員会(～5日)	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、課長、班長
6	木	県教育庁環境整備課訪問	15:00	長崎市	教育長、課長、班長
7	金	平成28年度島原市戦没者追悼式典	10:00	島原文化会館	教育長、教育次長、各課長
7	金	建設工事指名選定委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長
13	木	平成29年度当初予算編成会議	13:30	本庁大会議室	教育次長、課長、班長
17	月	建設工事指名選定委員会	9:00	本庁第2応接室	教育次長
18	火	県下都市庶務担当課長会議(～19日)	13:30	西海市	課長
19	水	広報編集委員会	9:00	本庁別館3階待機室	班長
19	水	市職員採用会議	16:30	本庁第2応接室	教育長
20	木	九州都市教育長協議会(～21日まで)	10:30	久留米市	教育長
21	金	法制執務研修	10:00	本庁大会議室	古川主査
21	金	平成28年度全国市長会損害保険担当者会議	13:00	長崎市	本多主任
25	火	第2期島原市教育振興基本計画第3回検討会	14:00	有明公民館	教育長、教育次長、各課長、各班長、倉本主任
27	木	第2回島原市公共施設等総合管理計画策定委員会	10:00	本庁第2応接室	教育次長
28	金	教育文化振興事業団平成29年度当初予算ヒアリング	9:20	学習センター	教育次長、課長、班長
31	月	企画委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
31	月	建設工事指名選定委員会	13:30	本庁第2応接室	教育次長
		《付記事項》			
7	金	教育文化振興事業団懇親会	18:30	伏見屋	教育長、課長
14	金	ねんりんピック総合開会式リハーサル	16:00	諫早市	教育長
15	土	ねんりんピック総合開会式	9:00	諫早市	教育長
15	土	ねんりんピック(サッカー・弓道)(～17日まで)	7:00	人工芝グラウンド他	教育委員会事務局職員
17	月	ねんりんピックサッカー競技表彰式	14:35	人工芝グラウンド	教育長
22	土	第47回島原市PTA連合会バレーボール大会	12:30	復興アリーナ	教育長
30	日	有明地区ソフトボール大会	8:30	有明の森運動場	教育長
30	日	第39回近県弓道島原大会	9:30	霊丘公園体育館	教育次長
30	日	青空コンサート	13:30	中央公園	教育次長
31	月	緑水会	12:00	そば幸	教育長

教育委員会 11月定例会 報告事項

[10月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	月	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
3	火	教職員実態調査(10日)	9:00	有明庁舎	教育長、課長、古瀬、中村
3	火	第三小研究授業参観・指導助言	10:40	第三小	横田
4	水	小学校体育大会	9:30	陸上競技場	横田、中尾、酒井
4	水	決算審査特別委員会	13:00	有明庁舎	課長、古瀬、中村
5	木	中学校体育大会駅伝大会	8:30	復興アリーナ	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
5	木	就学時健康診断事前打合せ会	16:00	有明公民館	酒井
6	金	就学相談(18日・19日)	15:30	有明公民館	酒井
10	火	北村西望賞会場設営	8:30	島原文化会館	中尾
11	水	就学時健康診断(12日三小、16日二小、19日四小、27日三小)	13:00	第五小	古瀬、中村、横田、中尾、酒井、城臺
12	木	献立案作成会	14:00	有明公民館	城臺
13	金	研究発表会	9:30	小佐々中学校	古瀬
13	金	研究発表会事前打合せ会(19日)	16:00	第二小	古瀬、横田、酒井
16	月	中間面談(18日)	10:00	有明文化会館	教育長、課長
17	火	定例教頭会	9:30	杉谷公民館	課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
17	火	学力調査検討委員会	13:30	長崎	酒井
19	木	北村西望賞会場設営	8:30	島原文化会館	古瀬、中村、横田、中尾、酒井
19	木	県・市町教育委員会学校教育課長等会議(～20日)	13:00	松浦	課長
19	木	超勤改善等対策委員会	13:00	松浦	課長
20	金	北村西望賞作品審査会	8:30	島原文化会館	古瀬、中村、横田、中尾、酒井、城臺
24	火	島原市就学相談会(26日)	8:30	有明文化会館	酒井
25	水	教務主任会	14:00	杉谷公民館	中尾、酒井
26	木	県中学校保健体育研究発表会	13:30	布津中学校	中尾
26	木	島原半島地区人権教育研究会挨拶	16:00	有明庁舎	教育長、横田
27	金	北村西望賞会場設営開会式・表彰式会場設営	8:30	島原文化会館	古瀬、中村、横田、中尾、酒井
28	土	北村西望賞教育美術展開会式・表彰式	9:30	島原文化会館	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井、城臺
30	月	学校巡回訪問	10:30	第一中	教育長、次長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
		《付記事項》			
4	水	決算審査特別委員会	13:00	有明庁舎	課長、古瀬、中村
6	金	島原市戦没者追悼式	10:00	島原文化会館	課長
6	金	就学前準備教室(13日)	13:30	有明保健センター	酒井
8	日	島原市民体育祭	7:30	陸上競技場	課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井、城臺
10	火	幸田町姉妹都市提携式会場設営	10:00	本光寺	横田、中尾
10	火	地方自治法職員研修会	15:00	折橋庁舎	城臺
10	火	市長と教育を語る会	18:00	有明庁舎	課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井、城臺
11	水	島原市・幸田町姉妹都市提携に伴う交流会・見送り	17:30	シーサイドホテル	課長、古瀬
16	月	選挙事務打合せ	10:00	本庁	城臺
18	水	平成30年当初予算局議	15:00	有明庁舎	課長
21	土	衆議院議員総選挙準備・総選挙(～22日)	9:00	高野小	城臺
22	日	島原特別支援学校フェスティバル	9:00	島原特別支援学校	酒井
23	月	拡大経営会議	8:30	本庁	課長
25	水	安全運転講習	16:00	有明庁舎	城臺

島原市教育委員会 11月定例会報告事項

【平成29年10月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
2	月	島原城整備計画策定に関する関係課長会議	13:30	有明庁舎	課長、宇土
4	水	島原市美術展覧会開会式	9:00	島原文化会館	教育長、課長、徳永、吉田
10	火	市民音楽祭「邦楽の部」第3回代表者会	20:00	霊丘公民館	吉田
11~12 (水~木)		幸田町姉妹都市締結訪問団出迎え、現地視察	6:40	市内一円	課長、徳永、宇土、吉田
11~13 (水~金)		長崎県公民館連絡協議会理事会、県公民館大会	13:30	壱岐市	喜多、稲田、野口
12	木	市民音楽祭「小中学生の部」第3回代表者会	14:00	杉谷公民館	徳永、吉田
12	木	内外情勢調査会長崎県央支部懇談会	17:30	諫早市	課長
14	土	島原城新能(子ども狂言出演)	17:00	島原文化会館	教育長、課長、徳永、吉田
18	水	土地対策会議	13:30	舞岳山荘	次長、課長、喜多
20	金	市民音楽祭「洋楽の部」第3回代表者会	19:30	霊丘公民館	宇土
23	月	指定管理者選定委員会	13:30	外港庁舎	課長、徳永
23	月	社会教育委員の会	13:30	有明公民館	喜多、野口指導員
23~24 (月~火)		教育委員会庶務担当課長・社会教育担当課長会議	13:30	雲仙市	課長
27	金	社会教育担当者会	9:30	杉谷公民館	課長、喜多、松本指導員
27	金	少年センター補導委員幹事会	18:30	くるみ	課長、喜多、吉田指導監、早稲田相談員
29	日	伝統的建造物群保存地区制度中ノ丁・古丁町内会説明会	14:00	森岳公民館	次長、課長、徳永、吉田
31	火	防災登山(平成新山落書きの確認)	9:00	平成新山	徳永
※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:野口)・女性学級8回開催(担当:松本)					

【付記事項】

4	水	決算審査特別委員会	10:00	本庁舎	課長、喜多、徳永、宇土
8	日	島原市民体育祭	7:30	市陸上競技場	全員
13	金	当初予算編成会議	10:00	本庁舎	課長、徳永
15	日	三会地区町内対抗ソフトボール大会	8:30	三会ふれあい広場	教育長、濱口
22	日	杉谷地区町内対抗バレーボール大会	8:30	第四小学校	課長
22	日	白山地区グランドゴルフ大会	8:30	霊丘公園	市長
26	木	事業団当初予算ヒアリング	11:30	有明庁舎	課長、徳永

(スポーツ課)

[illegible]

平成29年11月行事予定表

平成29年11月6日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 水	副安全運転管理者講習 13:00 大村市 △	第二小学校研究発表会 13:00 ◎△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	
2 木		県国語教育研究大会 13:00 有明中 ◎		
3 金	文化の日	文化の日	文化の日	第33回三市連合親睦大会 9:00 中尾川河川敷 ◎ 第12回五州クラブ入制ハレーボール男子優勝大会(開会式) 18:30 ホテル南風楼 ◎
4 土				
5 日			市民音楽祭「邦楽の部」13:00 島原文化会館 ◎○ △	
6 月	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△ 定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△ 定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△ 定例校長会 9:30 杉谷公民館 △	定例教育委員会 13:30 有明庁舎相談室 ◎○△ 定例校長会 9:30 杉谷公民館 △
7 火		第二中学校巡回訪問 10:40 ◎○△	県下少年センター職員研修会 13:30 長崎市 △	
8 水		第一小学校巡回訪問 10:20 ◎○△	県下少年センター職員研修会 9:00 長崎市 △	
9 木		教職員実態調査 有明総合文化会館 ◎△		
10 金	島原市行政改革検討委員会(第6回) 13:30 外港庁舎 ○	教職員実態調査 有明総合文化会館 ◎△		
11 土		島原市退職校長会研修会 14:00 室丘公民館 ◎△ (※城塚プロジェクター操作)	市民音楽祭「小中学生の部」10:00 島原文化会館 ◎○△	長崎県民体育大会総開会式 10:00 長崎市 △ V・フォーレン長崎県民応援&県産品愛用DAY
12 日			市民音楽祭「洋楽の部」13:00 島原文化会館 ◎○ △	長崎県民体育大会(二日目)
13 月	第3回長崎県都市教育長協議会 14:00 松浦市 ◎	定例教頭会 9:30 杉谷公民館 △		
14 火	第3回長崎県都市教育長協議会 9:30 松浦市 ◎ 個別施設計画策定委員会 13:30 外港庁舎 ○	三市課長会 15:00 有明庁舎相談室 △		
15 水	平成29年度島原市教育委員会表彰 9:30 有明総合文化会館 ◎○△			市体育協会表彰式 11:00 有明総合文化会館 ◎○ △ 夢の教室 10:30 三小 △
16 木	平成29年度長崎県市町村新任教育委員研修会 14:00 対馬市			夢の教室 10:25 二小 △
17 金	平成29年度長崎県市町村教育委員会研究大会 10:00 対馬市 ◎		少年センター立入調査 15:00 市内一円 △	夢の教室 10:40 四小 NITTAI DAI×自治体フォーラム2017 東京都 △
18 土				第17回島原市少年軟式野球大会 9:00 市営球場 第28回中学生女子・男子選抜ソフトボール長崎県予選会 9:00 有明の森運動場 ◎
19 日	幸田町教育長訪問(移動日) 15:00 幸田町 ◎○	県P研究大会島原大会情報交換会 18:00 南風楼 △	長崎県PTA研究大会 9:40 島原文化会館 ◎○△ 幸田町教育長訪問(移動日) 15:00 幸田町 △	
20 月	幸田町教育長訪問 9:00 幸田町役場他 ◎○		幸田町教育長訪問 9:00 幸田町役場他 △	
21 火		第三小学校巡回訪問 10:25 ◎○△		
22 水	金婚式 10:00 島原文化会館 ◎○△	心の教室相談員等研修会 14:00 ひまわり教室 △	市青少年健全育成協議会教育講演会 19:00 有明公民館 △	
23 木				福知山マラソン
24 金	島原市行政改革検討委員会(第6回) 13:30 外港庁舎 ○	第四小学校巡回訪問 10:30 ◎○△		
25 土				
26 日			草野仁講演会 14:00 島原文化会館 △	
27 月				
28 火		高野小学校巡回訪問 10:35 ◎○△		
29 水				
30 木	定例教育委員会 13:30 外港庁舎会議室 ◎○△ 総合教育会議 15:30 外港庁舎第二応接室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 外港庁舎会議室 ◎○△ 総合教育会議 15:30 外港庁舎第二応接室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 外港庁舎会議室 ◎○△ 総合教育会議 15:30 外港庁舎第二応接室 ◎○△	定例教育委員会 13:30 外港庁舎会議室 ◎○△ 総合教育会議 15:30 外港庁舎第二応接室 ◎○△

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第75号議案 島原市いじめ防止基本方針の改定について
- 第76号議案 島原市立小中学校の学校医の解職・委嘱について
- 第77号議案 議会の議決を経るべき議案について（公の施設の指定管理）
- 第78号議案 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱

平成29年11月6日 定例会

第 7 5 号議案

島原市いじめ防止基本方針の改定について

島原市いじめ防止基本方針について、別紙のとおり改定することについて議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 6 日提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

平成 2 9 年 7 月の長崎県いじめ防止基本方針の改定に伴い、島原市いじめ防止基本方針を改定しようとするものである。

(参考)

「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定事項

児童生徒支援室

1 いじめの定義【学校】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(長崎県いじめ防止基本方針のP. 5)

2 学校評価【学校の設置者】

教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。(長崎県いじめ防止基本方針のP. 12)

3 学校いじめ防止基本方針の公開【学校】

学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

(長崎県いじめ防止基本方針のP. 14)

4 児童生徒の主体的な活動の推進【国】

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動を推進する。

(長崎県いじめ防止基本方針のP. 15)

5 学校として特に配慮が必要な児童生徒【学校】

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるととも

に、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（長崎県いじめ防止基本方針のP. 15～16）

6 学校いじめ防止基本方針の周知【学校】

入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校いじめ防止基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。

（長崎県いじめ防止基本方針のP. 16）

7 学校いじめ防止基本方針による取組の評価【学校】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（長崎県いじめ防止基本方針のP. 16）

8 いじめの解消の判断【学校】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（長崎県いじめ防止基本方針のP. 19～20）

第 7 6 号議案

島原市立小中学校の学校医の解職・委嘱について

島原市立小中学校の学校医として、下記のとおり解嘱並びに委嘱する。

	氏 名	性別	年 齢	学 校 名	備 考
解嘱	宮田 昭史			島原市立第二小学校	平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日付辞任
委嘱	高尾 真子			島原市立第二小学校	平成 2 9 年 1 1 月 1 日から

平成 2 9 年 1 1 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

本人より辞任願いが提出されたため、委嘱を解こうとするもので、その辞任に伴い学校保健安全法第 2 3 条により委嘱しようとするものである。

(参考)

学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第 77 号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

公の施設の指定管理者の指定について 別紙のとおり

平成 29 年 11 月 6 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のように、公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 有明文化会館・有明資料館
- 2 指定管理者 島原市有明町大三東戊1438番地1
一般財団法人 島原市教育文化振興事業団
理事長 谷口 英夫
- 3 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

平成29年12月 日提出

島原市長 古川 隆三郎

提案理由

有明文化会館及び有明資料館の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定しようとするものである。

(参考)

地方自治法（抜すい）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2から5まで 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7から11まで 略

第78号議案

島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 島原藩主深溝松平家墓所（以下「松平家墓所」という。）の国史跡指定に向け、松平家墓所の規模、形態、性質等の価値を把握するための調査等（以下「調査」という。）を円滑に実施するため、島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査の実施場所及びその範囲、調査方法に関すること。
- (2) 松平家墓所の価値づけに関すること。
- (3) 報告書の内容に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は平成31年3月31日までとする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集する。ただし、委員選任後最初に行われる会議は教育長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課が処理する。

附 則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

平成29年11月6日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原藩主深溝松平家墓所の国史跡指定に向けた調査等を円滑に実施するため、島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会を設置しようとするものである。

別紙

島原市いじめ防止基本方針（案）

平成 29 年 1 1 月
島原市・島原市教育委員会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 島原市の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」について・・	2
(2) 基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 基本方針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) いじめへの対処・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(4) 家庭や地域との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5) 関係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・・・	8
1 いじめの防止等のために島原市または島原市教育委員会が実施すべき施策・・・・・・・・	8
(1)「島原市いじめ問題対策連絡協議会」の設置・・・・・・・・	8
(2)「島原市いじめ問題調査会」の設置・・・・・・・・	8
(3) 島原市又は島原市教育委員会が実施すべき施策・・・・・・・・	8
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開・・・・・・・・	12
(2) 学校いじめ防止基本方針の内容・・・・・・・・	12
(3)「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・	18
3 重大事態への対処・・・・・・・・	20
(1) 学校又は島原市教育委員会による調査・・・・・・・・	20
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置・・・・	23
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・	25

改定履歴

発行：平成 27 年 7 月

改定：平成 29 年 11 月

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

さらに、平成25年10月11日、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が、同年12月には「長崎県いじめ防止基本方針」が策定された。

本市では、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りを持ち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図るため、様々な施策に取り組んでいる。

とりわけ、いじめの問題に関しては、「いじめはどの子ども、どの学校にも起こりうるものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、教育活動全体を通して、様々ないじめ防止対策に取り組んできた。

具体的には、市内全小・中学校の児童生徒及び保護者を対象に、市独自のいじめアンケートの定期的な実施、県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」の活用による学校の対応力向上、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び心の教室相談員の配置等による教育相談体制の充実、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」及び各学校における「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等の配布等である。

島原市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という）は、「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、これまでの取組に加え、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

本基本方針に示したいじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が成立した。

2 島原市の基本方針

（１）「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」について

ア 条例に基づく考え方

- ・島原市では法の趣旨を踏まえ、「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」を定めるとともに、条例の理念を共有し、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌して「島原市いじめ防止基本方針」を策定する。

イ 基本理念

- いじめは、子どもの健やかな心身の成長や、人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、いかなる理由によるかを問わず、絶対に行われなければならない。
- 市、学校、保育所等、保護者、市民及び事業者等は、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止等に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現に努めなければならない。

(2) 基本方針の策定

島原市は、「島原市子どものいじめの防止等に関する条例」（以下「市防止条例」という）の理念を共有し、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌して「市基本方針」を策定する。

※市の基本方針において「学校」とは、市立学校をいう。

(3) 基本方針の目的

市基本方針は、いじめの問題への対策を市民総かがりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○具体的ないじめの態様 （例）

- 1) 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体や動作について不快なことを言われる
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- 2) 仲間はすれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れない
 - ・ 席を離される
- 3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる

- 4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
- ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる
 - ・写真や鞆、靴等を傷つけられる
- 5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- 6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

また、表面上けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

指導の工夫として、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

4 いじめの防止に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（法第9条）

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩みなどを相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への対応の重要性についての認識を市民全体に広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることや、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行うことが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的・必要に応じたアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して情報を収集するなど、地域ぐるみで児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

いじめ問題を認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや関係機関と協議することも必要である。PTAの会合で取り上げたり、関係機関との協議を設定したりする場合は、解決に向けた取組としてねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども課、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには平素から関係機関の窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために島原市または島原市教育委員会が実施すべき施策

(1) 「島原市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関等の連携を図るため、「島原市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「市連絡協議会」という）を設置する。

その構成員は、学校、教育委員会、福祉保健部、県機関、島原警察署、法務局、市医師会、市保育会、私立幼稚園協会、町内会・自治会、民生児童員等とする。

市連絡協議会は、学校等におけるいじめの防止等に関する機関等の連携を図るため、市防止条例の中に位置づける。

(2) 「島原市いじめ問題調査会」の設置

市教育委員会は、市防止条例及び市基本方針に基づくいじめの問題等の対策を、迅速かつ実効的に行うため、教育委員会の附属機関と同等の機能を持つ「島原市いじめ問題調査会」（以下「市調査会」という）を設置する。

また、この市調査会は、学校教育課長、社会教育課長、学識経験者、少年センター指導監、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、島原警察署等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

市調査会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ・学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査に当たる。

(3) 島原市又は島原市教育委員会が実施すべき施策

①いじめの防止

- いじめの防止のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

- いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域間の連携の強化、その他必要な体制を整備する。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、「学校支援会議」、「学校運営協議会」、「ながさきファミリープログラム」等の有効活用や、「ココロねっこ運動」と連動した啓発活動の推進など、保護者、家庭の支援に努める。
- いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員を配置する。また、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者、及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講ずるよう努める。
- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。
- 「いのりの日」や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用して、家庭や地域と連携した取組を推進し、いのちの大切さ、規範意識や自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成する。
- 児童生徒と教職員の信頼関係と、自他を認め合う学校生活の中で、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。
- 児童生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるよう努める。
- 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、県で養成したメディア安全指導員による講演など、必要な啓発活動を実施する。

②いじめの早期発見

- 24時間子供 SOS ダイヤル、メール相談窓口、親子ホットラインの設置及びその他各種相談窓口の周知を図る。
 - ・「24時間子供 SOS ダイヤル」 (TEL : 01 20-0-78310)
 - ・「親子ホットライン」 (TEL : 0120-72-5311)
 - ・「メール相談」 soudan@news.ed.jp
- 県が実施するネットパトロールにおいて、インターネットを通じて児童生徒がいじめに関わっている（おそれのある）書き込みや掲載があった場合、これらの事案等に迅速かつ組織的に対処する体制を整備する。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策を実施する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努める。
 - ・県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。
- 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築するよう努める。
- 学校の教職員、地方公共団体の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるよう啓発する。

③いじめに対する措置

- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図る。
- 県のスクールカウンセラー配置事業及び派遣事業を有効活用するとともに、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、少年センター相談員、家庭児童相談員等との連携により、教育相談体制の充実を図る。
- 「学校・警察の相互連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者であるスクールサポーターや、県警察少年サポートセンター等を通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直り支援に努める。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合であっても、当該児童生徒及びその保護者に対する支援や指導を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 当該学校に在籍する児童生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

④その他

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- 市教育委員会及び学校は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際は問題を隠さず迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等について評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

学校は、市防止条例第 11 条に基づき、国、県及び市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、いじめ防止等のための取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、学校のホームページへの掲載その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

(2) 学校いじめ防止基本方針の内容

学校基本方針には、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」「関係機関とどう連携するのか」等を示す。

具体的には、次のような取組が考えられる。

① いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成などが大切である。

○ いじめを生まない学校づくり

ア 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

イ 教師の指導力の向上

県教育委員会作成の「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

エ 道徳性を養う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「いのりの日」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらいとした取組を行う。

オ 子どもの自己肯定感の育成

児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

カ 子どもの自己指導能力の育成

小・中学校における道徳科の授業をはじめ道徳教育はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

キ 学校として特に配慮が必要な児童生徒

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを踏まえ、特定の考え方に固執しないよう教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒、風水害等の自然災害に遭った児童生徒（以下「被災児童生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の被災児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ク 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

ケ 学校基本方針の周知

入学時、各年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する学校基本方針を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得る。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。

コ 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。また、「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

②いじめの早期発見

子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的・必要に応じたアンケートや教育相談の実施、

さらには、メッセージ「長崎県の子どもたちへ」等の活用により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○ 早期発見のための措置

ア 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

イ 定期的・必要に応じたアンケートや個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケートや個人面談・保護者面談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員、少年センター相談員、家庭児童相談員など、学校内外の専門家の活用を図る。

エ 情報の収集

児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTA や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○ 実際の対応

ア いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児

童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

イ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

ウ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。併せて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

オ いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

カ 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

キ いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとす

る。進級・進学・転学の際は、引継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

（要件１）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（要件２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

ク ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、

ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

【留意事項】

学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とする。

そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取組を実施する組織、さらには関係機関等との連携などについて、学校の実態や実情を踏まえて盛り込む。

(3) 「いじめ対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による。）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが重要であり、また、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、その他保護者、学校評議員や学校支援会議委員、学校運営協議会委員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応する。

【役 割】

1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

- ・各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証する。
- ・「いじめ対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割を分担しておく。
- ・「いじめ対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、管理職、生徒指導・相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任・副担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能す

るような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とすることが有効である。

2) いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ・児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

4) いじめに組織的に対応するための中核としての役割

- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 重大事態への対処

(1) 学校又は島原市教育委員会による調査

①重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、市教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

イ 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・市立学校 → 市教育委員会 → 市長・県教育委員会

ウ 調査の主体

- 市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 市教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりである。
 - ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

エ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ対策委員会」又は市教育委員会が設置した「市調査会」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、あるいは新たに適切な者を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・いつ頃から
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情
 - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り時系列で明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会が、より積極的に指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

カ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

○ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合において、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO による自殺報道への提言を参考にする。

②調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は、速やかに報告を行う。

○ 調査結果の報告先は、下記のとおり。

・市立学校 → 市教育委員会 → 市長・県教育委員会

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

○ 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

- ・重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- ・再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・市長は、学校について再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。
- ・市長及び市教育委員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

重大事態発生

学 校

教育委員会(学校教育課)

- ☆認知後の発生報告
- ☆調査の主体を判断する。

市長・県教育委員会への発生報告

いじめ対策委員会
(学校の下に設置)

- ・学校教職員
- ・スクールカウンセラー、主任児童委員、校医、退職教員、県警スクールサポーター、学校評議員等

公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

島原市いじめ問題調査会
(教育委員会の下に設置)

- ・教育委員会職員
- ・学識経験者、少年センター指導監(相談員)、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、島原警察署、当該事案に関する第三者等

公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

調査結果の報告

教育委員会(学校教育課)

調査結果の報告

市 長

必要があると認めた場合

議 会

島原市いじめ問題再調査委員会【市長の下に設置】

- ・弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等
- 公平性・中立性を確保 プライバシーへの配慮

事務局
こども課

再 調 査

調査結果の報告

当該重大事態と同種の事態の発生の防止

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市教育委員会は、当該基本方針の策定から3年の経過を目処として、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

※・・・いじめ防止対策推進法に定める組織の位置づけ

	推進法に定める組織	市で対応する組織	備 考
地方公共団体	(第14条①) いじめ問題対策連絡協議会	「島原市いじめ問題対策連絡協議会」 福祉保健部が事務局	福祉保健部長、こども課長、学校(校長会長)、教育委員会(次長、学校教育課長(兼)、社会教育課長(兼))、県機関(長崎子ども女性障害者支援センター所長、県南保健所長) 島原警察署生活安全課長、法務局島原支局長、市医師会、市保育会、私立幼稚園協会町内会・自治会連合会、民生児童委員協議会連合会等
	(第14条③) 教育委員会の附属機関	「島原市いじめ問題調査会」	学校教育課長(兼)(学校教育課生徒指導担当)、社会教育課長(兼)、学識経験者(退職校長会)、少年センター指導監(相談員)、家庭児童相談員、スクールカウンセラー(適宜)、島原警察署生活安全課担当者(適宜)等、当該事案に関する第三者
学校	(第22条) いじめの防止等の対策のための組織	「学校いじめ対策委員会」	教職員(校長、教頭、教務主任、生活指導主任、生徒指導主事、学年主任、担任等)、 (以下は、必要に応じて)中学校区のスクールカウンセラー、主任児童委員、校医、退職教員、県警スクールサポーター、学校評議員、等
重大事態発生時	(第28条①) 学校又は学校の設置者の置く調査組織	「島原市いじめ問題調査会」又は「学校いじめ対策委員会」	重大事案発生時に、学校又は教育委員会が置く調査機関のどちらが調査するのか、市教育委員会が決定する。
	(第30条②) 再調査のための附属機関	福祉保健部が事務局となって設置する組織	「島原市子どものいじめ防止等に関する条例」の中に位置づける。弁護士会、市医師会、学識経験者、臨床心理士会等、連絡協議会、調査会と重複しない委員

別紙

平成29年度 島原市いじめ問題調査会

学校教育課長	堀口 達也
学校教育課生徒指導担当	中尾 優介
社会教育課長	松本 恒一
学識経験者（退職校長会）	（小）菅藤 恒平
	（中）岩村 良之
少年センター指導監（相談員）	吉田 功造
家庭児童相談員	松本 紀代子
スクールカウンセラー	（適時）
スクールソーシャルワーカー	（適時）
島原警察署生活安全課担当者	（適時）

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第79号議案 島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会委員の委嘱について

平成29年11月6日 定例会

第 7 9 号議案

島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会委員の委嘱について

島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会委員として、次の者を委嘱する

氏 名	所 属	役 職	備 考
林 一馬	長崎総合科学大学	名誉教授	建築学
大石 一久	元長崎県立歴史文化博物館	研究員	石造物
竹下 正博	佐賀県立美術館	学芸員	日本美術史
松尾 晋一	長崎県立大学	准教授	日本近世史
松尾 卓次	島原市文化財保護審議会	会長	郷土史
根井 浄	肥前島原松平文庫	文庫長	宗教史

(任期：平成 2 9 年 1 1 月 6 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日)

平成 2 9 年 1 1 月 6 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参 考)

島原藩主深溝松平家墓所調査指導委員会設置要綱

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は平成31年3月31日までとする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。